

## 小動物斎場使用料徴収業務受託者証

「株式会社 倉島本店」は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 26 日付締結の火葬業務（加美斎場）の契約書において、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで大崎地域広域行政事務組合の次に掲げる事務を受託したものであることを証明する。

### 【受託事務内容】

大崎地域広域行政事務組合火葬場条例第 4 条に規定する、使用料徴収業務のうち大崎広域加美斎場の小動物斎場使用料に係る事務。

令和 6 年 3 月 28 日

大崎地域広域行政事務組合

管理者 大崎市長 伊藤 康志

